

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度大潟村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	42,810千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	480,918千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	131,793	14,175		18,900	14,039	84,679
	障害者福祉事業	61,072	41,864			2,732	16,476
	高齢者福祉事業	42,770	320		16,992	3,620	21,838
	児童福祉事業	52,916	40,063			1,828	11,025
	小計	288,551	96,422		35,892	22,219	134,018
社会保険	国民健康保険事業	17,686	12,554			730	4,402
	介護保険事業	43,747	652			6,129	36,966
	後期高齢者医療事業	44,875	7,370			5,334	32,171
	小計	106,308	20,576			12,192	73,540
保健衛生	疾病予防対策事業	81,314	23,658		3,343	7,724	46,589
	診療所事業	4,745				675	4,070
	小計	86,059	23,658		3,343	8,399	50,659
合計		480,918	140,656		39,235	42,810	258,217